

「岐阜市販売促進・消費喚起支援事業補助金」

事業概要	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じている中小企業者を支援し、地域産業の振興に寄与することを目的に、市内に事業所等を有する商工団体や中小企業者が共同で実施する販売促進・消費喚起を目的とした新たな催物に要する経費の一部を補助する。
対象者	市内に事業所等を有する商工団体及び中小企業者 商工団体：岐阜商工会議所、柳津町商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街発展会等 中小企業者：個人事業者を含む中小企業者
補助対象事業	対象者が、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら行う販売促進及び消費喚起を目的とした市内で新たに開催する催物であり、次の①～④すべてを満たすもの ①地域経済の活性化（消費喚起）につながるもの ②申請者が市内で新たに主催するもの（新規性が認められる継続事業も可） ③申請者と参加事業者が共同で準備・運営に携わるもの ④新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じているもの
補助条件 補助金額	(1) 商工団体 ①補助条件：市内に事業所等を有する中小企業者が5者以上参加するもの ②補助金額：補助対象経費に3分の2を乗じた額（上限額50万円） (2) 中小企業者 ①補助条件：対象者が市内に事業所等を有する他の1者以上の中小企業者と共同で行うもの ②補助金額：次に掲げる額のうちいずれか少ない額（上限額30万円） ア 補助対象経費に3分の2を乗じた額 イ 10万円に補助対象事業を共同で実施した中小企業者の数を乗じて得た額 ※1 補助事業に参加する中小企業者は、すべて市内に事業所等を有する必要がある。 ※2 補助金の交付は、1回を限度とする。（「(2) 中小企業者」の共同事業に参加する場合も1回を含む）
申請期間	令和4年8月1日（月曜日）～11月30日（水曜日） 予算上限に到達次第募集を終了します。
実施期間	令和4年9月1日（木曜日）～12月31日（土曜日） 実施期間内に、①補助事業に係る全ての物品の納品、②事業計画に基づく全ての活動や取り組みの実施、③補助事業に係る経費の支払いを完了させる必要があります。
対象経費	消耗品費、印刷製本費、役員費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、委託料、使用料・賃借料 ※1 使用目的や用途等が特定できない経費は対象外 ※2 補助事業に参加する事業者間での取引や代表者が同じ事業者間での取引は対象外 ※3 見積書、請求書、領収書は必須提出
申請方法	申請書は、HPでのダウンロードもしくは商工課へ直接来庁することで取得可能。 申請書類の提出は、商工課へ直接提出（郵送、メール等不可） ※1 事前相談は随時実施、電子データ等での書類の確認依頼も可（必須ではないが推奨する。）
提出書類	全対象者共通事項 ①補助金等交付申請書（規則様式第1号） ②事業者名簿（様式第1号） ③事業計画書（様式2号） ④誓約書（様式4号）（参加事業者全員が提出必須） ⑤収支予算書（様式3号） ⑥事業計画の積算に関する見積書等の算出根拠資料 ⑦施設の使用に関する書類、申請書等 ⑧相手方登録申請書 対象者別 ①開業届（個人事業者） ②商業登記簿謄本、定款もしくは規約又はこれらに類するもの（中小企業者） ③定款もしくは規約、事業実施を議決した総会・理事会等の議事録、構成員名簿（商工団体）
対象外	以下に該当する事業は対象外となります。（その他の項目もあり） ①他の団体から補助金の交付を受けるもの ②フランチャイズ契約に基づき行うもの
問い合わせ先	岐阜市役所（〒500-8701 岐阜市司町40番地1）13階 経済部商工課 岐阜市販売促進・消費喚起支援事業補助金担当 TEL 058-214-2360